

横溝…毎回、課長さんが変わる際
はインタビューさせていただき、
課長に障作連横溝副理事長がイン
タビューを行った。

新任課長インタビュー



福祉部
障害福祉課長

中元 春一 氏

広報部

K S K

き
づ
な

第155号

編集者 神奈川県障作連
印刷所 海津 Yuki Print
発行年月日 平成26年7月27日

課長さんの想いなど紹介しております。よろしくお願ひいたします。
まず、ともしひグッズコーナーの問題についてです。前任の課長ともお話をさせていただいてきましたが、結果的には当法人としては、一時販売(活動)休止になりました。とても残念だと思います。今まで法人として準備等については県民のためにお使いいただければと思って、寄付させていただきました。

就労という意味も含め、各市町村、各ブロックとともにシヨップ等の形式も含めできる限り身近な形をとつていこうと主体的に活動してきました。全ての市町村ができるような環境作りができたかというと、まだまだそこまではいつていい。県としての役割があるはずなのです。今は市町村の責務と言うことで国が法を作り、

県が市町村に働きかけて、という枠組みになつてきているが、県の役割はどこにあるのだということになつています。福祉は人と人の結びつきからです。我々もNPO法人という確固たるものにしてなんとかしていこうとやつてきたわけで、新しいことを作ることがであります。よろしくお願ひいたします。

まず、ともしひグッズコーナーの問題についてです。前任の課長ともお話をさせていただいてきましたが、結果的には当法人としては、一時販売(活動)休止になりました。とても残念だと思います。今まで法人として準備等については県民のためにお使いいただければと思って、寄付させていただきました。

就労という意味も含め、各市町村、各ブロックとともにシヨップ等の形式も含めできる限り身近な形をとつていこうと主体的に活動してきました。全ての市町村ができるような環境作りができたかというと、まだまだそこまではいつていい。県としての役割があるはずなのです。今は市町村の責務と言うことで国が法を作り、

県が市町村に働きかけて、という枠組みになつてきているが、県の役割はどこにあるのだということになつています。福祉は人と人の結びつきからです。我々もNPO法人という確固たるものにしてなんとかしていこうとやつてきたわけで、新しいことを作ることがであります。よろしくお願ひいたします。

まず、ともしひグッズコーナーだけということではなく障害者の施策全般として持ついただき、全県の作品の販売をボランティアと共に、経費が掛からず時代にあつた形で行つてきました。グッズコーナーの今後を光が見えるよう、夢を語つていただきたいのです。

課長・先ほど話のあつた寄付の方ありがとうございました。私も、十年ぶりに障害福祉課に戻つてしまつて、これまで県立施設の運営指導、前職はさがみ緑風園の副園長でした。以前から障作連さんには、皆さんとの連携のためにまとめていただき、いろいろな活動を、特にグッズコーナーの運営も含めて大変にありがたいと思っております。今回は、県の財政状況等でご迷惑をおかけしましたけれども、県としてもグッズコーナーは何らかの形で残していかなければならぬと、前任から引き継い

でおり、そういう気持ちでやつてます。どうやつて存続させるかを検討して今に至つては、ことです。並行して共同受注窓口等も引き続き行つてますので、そさんがやつてきたことを引き継いでいきたいと思つてます。

グッズコーナーだけということではなく障害者の施策全般として持ついただき、全県の作品の販売をボランティアと共に、経費が掛からず時代にあつた形で行つてきました。グッズコーナーの今後を光が見えるよう、夢を語つていただきたいのです。

課長・先ほど話のあつた寄付の方ありがとうございました。私も、十年ぶりに障害福祉課に戻つてしまつて、これまで県立施設の運営指導、前職はさがみ緑風園の副園長でした。以前から障作連さんには、皆さんとの連携のためにまとめていただき、いろいろな活動を、特にグッズコーナーの運営も含めて大変にありがたいと思っております。今回は、県の財政状況等でご迷惑をおかけしましたけれども、県としてもグッズコーナーは何らかの形で残していかなければならぬと、前任から引き継い

グッズコーナーは、今のところまだ展示しかできていません。イベント等の場の提供により徐々に販売の場を作りをしながら販売まで広げていって、同じようなやり方を持つていく、そういうふうに考えています。まだそこまでいかないし、頑張つていかなくてはいけないなってところもありますが、今できることから、お願いしているところで調整しています。

共同受注窓口とか、皆さんとも一つ話をさせてもらって、どう効率的にいけばいいか思います。横溝：もう一つ、障害を抱える人たちの高齢化の問題、これはもう国の方でも明確に表現しているようなどころもあります。県民、市民に対しても直結していることなので、それを県の立場でも具体にやっていかなければと思いますが。

課長：サービス体系の中で、二十七年ですか、報酬改定等の見直しもされると聞いています。国に要望もさせてもらつたり、もちろん県の立場でも取り組む必要があるのですけど、老障介護という言葉も聞いております。子供さんが障害者で、親が高齢になつて、

家庭だけでは見れなくなつて入所施設が相当という話もありますし、逆に障害者の方々が高齢化しちゃつて、今のサービスだけでは、不足もあり、どこか医療的な支援を受けなくちゃいけない、でもそういうところもすぐには見つからないとかいう状況もお聞きします。緑風園の家族会の方も言つております。緑風園の家族会の方も言つております。今まで親が行つていたことを、訪問サービス事業所で行うには資格が必要であり、研修会などを推し進めなければいけない。施設入所の方の地域移行等並行して進めながら、在宅で困つている特に高齢者の方等の支援も取入れるなど。介護の施設の利用とか、もちろん障害の施設から来る人、医療的な介護できないという話もお伺いしてますけど、高齢者の方も医療的な介護を必要な方への支援を充実してもらひながら工夫や議論の上、実践がされないかと、考え方としてそう思つています。

神奈川県だけの問題ではないと 思います。先ほど申し上げたよう

からないつてことは単価が低いことだとと思うのです。見直しがされていく方向にもあります。が、見直すまでにその人たちはどうするのかという話だと思うんですけど。それに向けて、県として国への要望もさせてもらい、いろいろな国の関係会議でも話はさせています。でもなかなか、現実にやつていています。できることは報酬の整備していく、例えば喀痰吸引などの研修・講習会も行つておられます。今まで親が行つていたことを、訪問サービス事業所で行うには資格が必要であり、研修会などを推し進めなければいけない。施設入所の方の地域移行等並行して進めながら、在宅で困つている特に高齢者の方等の支援も取入れるなど。介護の施設の利用とか、もちろん障害の施設から来る人、医療的な介護できないという話もお伺いしてますけど、高齢者の方も医療的な介護を必要な方への支援を充実してもらひながら工夫や議論の上、実践がされないかと、考え方としてそう思つています。

神奈川県だけの問題ではないと 思います。先ほど申し上げたよう

で、私が障害福祉課に着任してだけのことができるかわかりませんけど、財源問題は施設サービス課とも共有しながら、入所施設それからグループホーム、そして在宅サービスとか、進めているつもりです。でもなかなか、現実問題ではいろんな課題があるので、が進めていかねばならない、だからといって入所施設も全部なくすわけにはいかない、極端に国が言つてるからつて減らすわけにもいかない。神奈川は昔から地域移行も進めてきています。現実問題地域移行という言葉がない中でも進めてきた県なので、入所施設自体は人口割合からすればもともと少ないのでけれども、そういうことを踏まえて、全体として進めていかなければいけない。ただ基本的には在宅のサービスは増やしていくべきだと思いますね。

横溝：地域で暮らす、というのはすべての人の願いです。そこに立脚した福祉理念とその実現に向か期待していますのでよろしくお願ひいたします。

皆さんこんにちは。今日は障作連の総会に伺いました。私も障作連で、研修委員会の仕事をしていました。私は障害者とお話しできることがありました。懐かしいお顔を拝見できてとてもうれしく思います。

今日は只今紹介にあつた通り、障害者と

五月二十四日、県障作連定期総会の後、研修会が行われた。当事者運動の先端に立ち、長年、運動とともに事業に取り組んでこられた川島美行氏より講演を頂いた。思いのあふれる内容に参加者が皆引き込まれる、素晴らしい研修となつた。概要を紹介する。

研修会報告

特定疾病と高齢障害者

それぞれのライフステージにおける制度上の壁をいかにくしていくか



特定非営利活動法人
たけのこ会

理事長 川島 美行 氏

研修委員会

介護保険の問題についてお話をします。まずは、特定疾患の方は四十歳から、一般の障害者は六十五歳から、それぞれ介護保険に移行されることとなっています。これが一つです。もう一つは介護保険と障害サービスは根本的に違うということです。介護時間数、介護内容、自己負担の問題、きりがないくらいに違います。違うだけじゃなくて、障害者にとってはこれまでと比べて非常に悪い状況になつてしまふ現実を皆さんと確認したいと思います。多くの障害者は大人になつても働くことができず、年金で収入を得て六十五歳までできます。経済的には貯金も何もないわけです。ところが一般の健常者の場合は六十まで働いてある程度貯金を作つて六十五歳を迎えます。経済的に障害者と一般の高齢者とでは、まったく状況が違うわけです。もう一つの違い、それは家族です。一般の人たちは大人になれば結婚をし、自分の家族を持ちます。だから六十五歳になつても配偶者や子供たちができる程度、介護をやつてくれる。ところが障害者は結婚できる人は少ないですから六十五歳になつても一人暮らしがほとんどです。そういう中で障害者はヘルパーとか障害サービスを頼つて生活をしているわけです。介護時間数や、介護内容を変えられてしまえば生活が成り立つていません。

皆さん、改めて考えてみてください。非常に面白いことがわかります。つまり障害者が六十五歳になると障害者でなくなる。どうでしょう? どう思います? 私は今、六十四歳です。六十四年間障害と付き合つてきて、もういい加減に飽きたので、できればここで障害者やめたいなと思うのです。介護保険が言うとおり、六十五歳になつたらあなたはもう障害者じゃありませんよ。健常者ですよ。といわれたら僕は飛び上がって喜ぶだろうと思いません。好きこのんで障害者になりたくない、皆さんも障害者と身近に接しているからよくわかると思います。ところが、六十五歳になつても障害者が障害者でなくなるわけじゃない。むしろ逆に障害が重くなります。障害者がこれまで、障害サービスを使い一生懸命生きてきたのに、ある日突然なくなる。これは生存権の問題です。障害者がこの世にあってはいけないと言つてはいるようです。ですか

していきます。ですから六十五歳になつてサービスを使う人もいれば、縁がない元気な人もいるわけです。だから保険なんです。対して障害サービスは生まれながらに障害をもつている人、或は不慮の事故等で障害を持った人など必ずサービスが必要な人のための制度なので、そもそも出発の理念が全く違う訳です。まず、そこを皆さんと確認したうえで話の本題に入つていきます。

「障害者における生存権の問題」

皆さん、改めて考えてみてください。非常に面白いことがわかります。つまり障害者が六十五歳になると障害者でなくなる。どうでしょう? どう思います? 私は今、六十四歳です。六十四年間障害と付き合つてきて、もういい加減に飽きたので、できればここで障害者やめたいなと思うのです。介護保険が言うとおり、六十五歳になつたらあなたはもう障害者じゃありませんよ。健常者ですよ。といわれたら僕は飛び上がって喜ぶだろうと思いません。好きこのんで障害者になりたくない、皆さんも障害者と身近に接しているからよくわかると思います。ところが、六十五歳になつても障害者が障害者でなくなるわけじゃない。むしろ逆に障害が重くなります。障害者がこれまで、障害サービスを使い一生懸命生きてきたのに、ある日突然なくなる。これは生存権の問題です。障害者がこの世にあってはいけないと言つてはいるようです。ですか

らこの問題の取り組みは障害者の生存権を勝

ち取るという意味です。今、僕が言つた話だと実に暗い話になつてしまつ、夢も希望もないという話になつてしまつ。だったら今日ここへ来る必要はありません。そういう悪い状況をどうやつたら改革できるか?みなさんと一緒に考えておきたいと思います。その解決への糸口としておさえておきたいポイントがあります。

【厚労省の役割と地方自治体の役割】

ほんとは厚労省の資料を持つてくればいいんですけどその資料だけで百二十枚くらいになつてしまつので、ほんは実に簡単に言います。厚労省は、制度上は介護保険を優先します。ただし障害者個人の生活に支障のないように地方自治体に任せます。介護保険と障害サービスをどのようなバランスで使うか、極論を言えれば、場合によつては介護保険を使わず、障害サービスだけで続けるという方法もないわけではありません。最終的な決定権は地方自治体にあると厚労省は言つています。介護保険と障害者個人の生活とどつちを優先するかと言えば障害者個人の生活です。これが厚労省の考えです。でも地方自治体は介護保険を使った方が色々な面でやりやすいのでも全国的には非常に問題があります。解決策の糸口というのは地方自治体と障害者との話し合いで解決できる。そういう建前のもとに皆さんのが運動していくべきです。ただ、一般の人は誤解していくて介護保険は絶対的に使わなければいけないというとら

え方をしてしまう。厚労省は絶対に使えではなく優先してくださいよということ。優先は強制ではありません。ここです。ひとつは落としどころでそこを我々がよくわきまして地方自治体と交渉を行つていくこと。これをご理解頂きたい。ただし現状は厳しいです。地方自治体はそういうとらえ方をしていないところもあります。そんな中で皆さんのが運動をやつしていくのに、厚労省の言つてることを地方自治体に理解させる、そういうことを踏まえながらぜひ行政交渉を行つていただきたいと思います。特に、知的障害者の場合は、本人が問題を認識することが難しいので支援者である皆さんにこの役目をしてほしいと思います。ぜひお願ひしたいと思います。

【個の問題と高齢者の問題

→その運動性の弱点

大きな弱点があります。障害者の問題は社会的問題として意識をもつて行政活動を行つたり、各団体が協力して運動を行つている。つまりみんなの力として運動していくことができます。ところが介護保険の問題といふのは障害者が六十五歳の誕生日を迎えないところが、なかなか全体の問題として力を集めることができないのです。もうひとつは、障害者が六十五歳になると体力的にも精神的にも弱り、なかなか運動ができなくなる。大きくなつてしまい、もうどうでもいい状態になつてしまつ。知らぬうちに行政の言うなりに

てしまう。障害者個人ではどうしようもない。支援者が力を合わせて運動しないとなかなか解決が難しいと思います。個の問題と高齢の問題この二つが運動性を弱くしています。どうやつたらみんなでカバーできるか、大きな課題です。

【障害者福祉における大切な仕上げ】

皆さんも障害者支援を担う人たちですので障害福祉を中途半端に終わらせてしまつことは考えられないと思います。障害者福祉をどう仕上げていくか、行政の、作業所の皆さん、あるいはそのほかのサービス提供者が障害者に寄り添い年齢に応じて積み重ねてきたものを死ぬまで発展させていかなければいけない。しかし六十五歳で終わつてしまつとその仕上げができなくなる。だから行政に特に考えてほしいのは、個人の一生涯の人生をサポートすることです。それが本当の障害者福祉だと思います。だから皆さんも私も障害者福祉にどっぷり浸かつていろいろな活動をやつしていくわけです。ある日突然に障害者福祉が終わつてしまつたら実際に空しい状況です。だから僕は障害者の当事者ではなくて、NPO法人の事業経営をやる立場でこの問題を利用者の一生涯にわたつて取り組んでいくことが、我々福祉事業をおこなうものとして大事なことだと思います。だからこの考え方を、行政にもわかつてほしいと思います。

【障害者の意志と周りのさらなる支援】

この問題にとつてまず大事なのは障害者の

意志です。自分は障害者サービスを使つていいという意志が大事であつてその意志を伝え、理解してもらうのが地方自治体との話し合いになるわけです。しかし、たとえば知的障害者の場合、この問題に対しても難しいことがあるのでぜひサポートーであるみんなの力でこの運動を進めていただきたい。運動もそうですが、もうひとつ、もし障害者サービスが介護保険に移行されるとサポートーが変わるという問題があるのです。これまで築き上げてきた支援者が変わるということ。困るのは障害者です。障害者の意志も大事だけれども、大変な人たちにさらなる支援、六十五歳以上になつたら、なお一層の支援を必要とする。これが介護保険にかわると支援そのものが変わってしまうので、これまで以上に障害者の意志とそれをサポートするみなさんにお願ひしたいです。六十五歳になる前に本人や家族あるいは行政との話し合いが必要かもしれません。ゆっくりと一步一歩行うことが大切なのは地方自治体とやりあうのではなくて、友好関係のなかでお互いに率直に話しながら理解、協力しあい、問題を解決してほしいです。厚労省の考え方と地方自治体の役割、これを踏まえながらこの問題をとらえていただきたいと思います。私の話はだいたい終わりですが、今日は参考資料としてわかりやすいものを持ちましたのでそれを読み上げて終わりたいと思います。

資料の読み上げ

「身体障害者の現状」「知的障害者の現状」「運動の方向性（要請書から抜粋）」「浅田訴訟に見る運動の具体例」「運動の基本となる厚労省の考え方」などの資料が紹介されました。

私も長年障害者運動を行つてきて、いろんな問題に取り組んできました。厚労省に座り込んだことも、神奈川県庁に泊まり込んだこともあります。今六十五歳を迎えて、「なんでもまだ障害者運動をやらなきゃいけないのかな」と思いますが、どうも僕の人生からは障害者運動は離れてくれない。喜んでいいのか悲しんでいいのか、ときどき思うんです。「これは自分の商売だ」って。たぶん僕は死ぬまでこの障害者の問題に取り組んでいかねばならないと思います。でもそういう中でうれしいのは、今日集まつていただいた皆さんたちと一緒に何かができるだろうという期待感です。今、NPO法人の経営をやつてます。作業所をはじめ居宅介護事業、相談支援事業、グループホーム等。でもやっぱり作業所が活動の原点です。作業所を土台にここまでいろんなことをやってきました。ですから皆さん、これからも障害者のためにご尽力いただいて、このかながわを明るく楽しく、障害のある者もない者もみんなで楽しく暮らせるような社会を作つていただきたいと思います。どうかよろしくお願いします。どうも今日はありがとうございました。

大きな拍手で研修会を閉じました。

＜神奈川県企業庁からのお知らせ＞

県営水道の減免制度見直しに伴う障害者施設の再申請について

県営水道では、平成27年4月に水道料金の減免制度を見直すこととなりました。その際に、「障害者就労施設」、「障害者グループホーム等」の減免率は、その他の社会福祉施設と異なる率になりますが、その適用にあたりましては、施減免の再申請が必要になります。

減免を実施している障害者施設に対しましては、5月末に県営水道から送付したダイレクトメールの中に、「再申請用紙」と「返信用封筒」を同封しておりますので、該当する施設におかれましては、手続きを行っていただきますようお願いいたします。

なお、減免制度の見直し内容や再申請の方法につきましては、＜神奈川企業庁 HP＞<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/p808337.html> また、障害福祉情報サービスかながわ」に＜神奈川企業からのお知らせ＞として掲載しております。

また、現在、減免適用を受けているかどうかの確認や、新規の減免申請などの問い合わせにつきましては、下記問い合わせ先までお願ひいたします。

問い合わせ先 神奈川県企業庁企業局水道部経営課 045-210-7223

かながわ難病相談・支援センターの「今」

かながわ難病相談・支援センター所長 杉山 勲行 氏

難病相談・支援センターは全国すべての都道府県に設置された、難病に関する相談事業を行う機関です。神奈川県では横浜駅西口のかながわ県民センターの十四階にあります。NPO法人神奈川県難病団体連絡協議会が、県から委託を受け業務を運営しています。

全国の難病相談・支援センターの運営機関は、約三分の一が都道府県にある難病団体連絡協議会が、約三分の一が大学附属病院、その他は行政機関が運営しています。当センターでは難病の患者会から情報を得て医療機関や行政と連携しながら難病患者さんやその家族等に最新の情報を提供しています。

近年は介護に関する相談も多く最新の情報を提供しています。

相談の殆どが国が指定した難治性疾患克服研究事業対象の難病です。現在は一三〇疾患あり、その内、医療費の給付対象となる特定疾患

治療研究事業の対象疾患が五十六疾患有あります。医療給付を受けるために毎年、受給者証の交付手続き（臨床調査個人票の提出）をしなければならず、その相談などもお受けしています。

「難病」とは正式名称は難治性疾患と言います。発症する原因が解かりず、治療法も解明されていない病気と言われてきましたが、近年、医療分野での研究が目ざましく殆どが遺伝子の変化が原因で発症されることが解つきました。

当センターでは、最新治療の情報（遺伝子治療等）をこの神奈川から発信すべく、第一線で活躍されている医師をお招きして、「かながわ難治性疾患シンポジウム」を開催しています。昨年は神経難病をテーマとして、医師五人をお招きして医療講演を実施し、医師をお招きして医療講演を実施しました。

寄せられ、療養型病院や特養施設等、レスバイト（一時入院）等にも最新の情報を提供しています。

相談の殆どが国が指定した難治性疾患克服研究事業対象の難病です。現在は一三〇疾患あり、その内、医療費の給付対象となる特定疾患

では就労相談があります。難病患者にとつて就労は経済的な理由のみならず、社会参加するためにも大きな意義を持ちます。自分の持つ能力を生かし、社会に認められることは生きる事への大きな価値となり、自信となるからです。しかし、障害者手帳（法定雇用の対象者）を持たない難病患者の就労は極めて難しく、なかなか雇用主の理解が得られない現状です。社会的障壁を壊すべく、国は全國の十五か所のハローワークを選出して、難病患者サポートを配置することになりました。その十五か所に選ばれたのが神奈川県です。今年の四月から当センターで月に一度（第二水曜日）難病患者サポートがハローワークから出張ってきて、就労相談業務を実施しています。

難病（難治性疾患）は障害者総合支援法に組され、障害者と同じように福祉サービスを受けられるようになり、難病が社会に認知される大きな一步となりました。

そして今年は難病法が国会で承認され、来年一月から施行されま

